



# 金沢市公報

第 2 4 4 8 号

平成16年(2004年)5月21日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目 次	ページ
告 示	
自転車等を移動し、保管したことについて (交通政策課)	1
自転車等の撤去及び保管について( " )	2
地縁による団体の告示された事項の変更について (市民参画課)	3
生活保護法の規定に基づく介護扶助のための 居宅介護を担当させる機関の指定について (生活福祉課)	3
生活保護法の規定に基づく介護扶助のための 施設介護を担当させる機関の指定について ( " )	3
児童福祉法の規定に基づく指定居宅支援事業 者の指定について (障害福祉課)	3
身体障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支 援事業者の指定について ( " )	4
知的障害者福祉法の規定に基づく指定居宅支 援事業者の指定について ( " )	4
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指 定について (保健推進課)	4
結核予防法の規定に基づく指定医療機関の指	

定の辞退について ( " )	5
市道の区域の変更について (生活道路整備課)	5
道路の供用の開始について ( " )	5
斜面緑地保全区域の斜面緑地保全基準の変更 について (まちなみ対策課)	5
公 告	
浄化槽保守点検業者の登録事項の変更につい て (環境保全課)	6
都市計画の決定に係る都市計画の図書の写し の縦覧について (都市計画課)	6
都市計画の変更に係る都市計画の図書の写し の縦覧について ( " )	6
開発行為に関する工事の完了について (建築指導課)	6
農業委員会告示	
第563回金沢市農業委員会農地部会の招集に ついて (農業委員会事務局)	7
第309回金沢市農業委員会農政部会の招集に ついて ( " )	7
第279回金沢市農業委員会振興部会の招集に ついて ( " )	7

## 告 示

### ●金沢市告示第143号

金沢市自転車等駐車場条例(平成3年条例第1号)第11条第1項の規定により、自転車等を移動し、保管したので、金沢市自転車等駐車場条例施行規則(平成3年規則第3号)第7条の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 保管自転車等が駐車してあった駐車場の名称  
金沢市営金沢駅第1自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第2自転車駐車場  
金沢市営金沢駅第3自転車駐車場  
金沢市営柿木畠自転車駐車場
- 2 保管自転車等の台数  
自転車 195台
- 3 自転車等を移動し、保管した日  
平成16年4月1日から同月30日まで
- 4 保管自転車等の返還を申し出る場所  
金沢市広坂1丁目9番16号

財団法人金沢まちづくり財団

## 5 保管自転車等を返還する日時及び場所

日時 平成16年5月21日から同年11月21日まで

午前10時から午後7時まで

場所 金沢市昭和町633番地

金沢市自転車等保管庫

## ●金沢市告示第144号

金沢市自転車等の駐車対策及び放置防止に関する条例（平成6年条例第45号）第6条第2項及び第7条第2項の規定により、自転車等を撤去したので、同条例第9条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

## 1 自転車等を撤去した場所及び撤去した自転車等の台数

自 転 車 等 を 撤 去 し た 場 所	撤 去 し た 自 転 車 等 の 台 数
金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 57 台
	原 動 機 付 自 転 車 2 台
香林坊地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 4 台
西金沢駅前自転車等放置禁止区域	自 転 車 8 台
片町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 3 台
竪町地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 3 台
森本地区自転車等放置禁止区域	自 転 車 2 台
	自 転 車 3 台
武蔵町地内	原 動 機 付 自 転 車 1 台
	自 転 車 1 台
尾張町2丁目地内	自 転 車 1 台
伏見台1丁目地内	自 転 車 1 台
しじま台2丁目地内	自 転 車 1 台
泉3丁目地内	自 転 車 2 台
片町1丁目地内	自 転 車 3 台
神田2丁目地内	自 転 車 1 台
千日町地内	自 転 車 1 台
元町2丁目地内	自 転 車 2 台
西泉1丁目地内	自 転 車 1 台
宝町地内	自 転 車 2 台
佐奇森町地内	自 転 車 1 台
十一屋町地内	自 転 車 1 台
安江町地内	自 転 車 2 台
大額3丁目地内	自 転 車 8 台
寺地2丁目地内	自 転 車 1 台
大河端町地内	自 転 車 1 台
西念3丁目地内	自 転 車 1 台
湊2丁目地内	自 転 車 1 台
横川3丁目地内	原 動 機 付 自 転 車 1 台

## 2 自転車等を撤去した日

平成16年4月1日から同月30日まで

## 3 撤去した自転車等を返還する期間及び場所

## (1) 期間

平成16年5月21日から同年11月21日まで

(2) 場所

金沢市昭和町633番地  
金沢市自転車等保管庫

●金沢市告示第145号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、地縁による団体の告示された事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

区 分	変更事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
みはる台町会	事務所 の 所 在 地	金沢市大桑町中平88番地2	金沢市大桑町和38番地15	平成16年3月27日
	代表者の氏名 及 び 住 所	窪田 芳成 金沢市大桑町中平88番地2	森口 征治 金沢市大桑町和38番地15	平成16年3月27日
金石下相生町 町会	事務所 の 所 在 地	金沢市金石北3丁目15番6号	金沢市金石北3丁目3番23号	平成16年3月27日
	代表者の氏名 及 び 住 所	林 昭夫 金沢市金石北3丁目15番6号	番匠 宗昭 金沢市金石北3丁目3番23号	平成16年3月27日
割出町会	代表者の氏名 及 び 住 所	本 貢 金沢市割出町106番地	山本 照彦 金沢市割出町428番地6	平成16年4月18日

●金沢市告示第146号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
医療法人社団 博仁会 理事長 小池 留男	金沢市大手町8番20号	小池病院デイケアセン ター	金沢市大手町9番1号	平成16年 3月1日
社会福祉法人 いずみ福祉会 理事長 矢崎 敏夫	金沢市増泉4丁目4番 28号	特別養護老人ホーム いずみ園	金沢市増泉4丁目4番 28号	平成16年 3月10日

●金沢市告示第147号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を指定したので、同法第55条の2の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

事 業 者		事 業 所		指 定 年 月 日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	
社会福祉法人 いずみ福祉会 理事長 矢崎 敏夫	金沢市増泉4丁目4番 28号	特別養護老人ホーム いずみ園	金沢市増泉4丁目4番 28号	平成16年 3月10日

●金沢市告示第148号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したの

で、同法第21条の23の規定により告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種類
特定非営利活動法人サポート24	(1) 事業所番号 17201300029118 (2) 事業所の名称及び所在地 特定非営利活動法人サポート24 金沢市東山3丁目11番14号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人サポート24 金沢市東山3丁目11番14号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 森田 尚文 金沢市鈴見台2丁目15番15号	平成16年 5月1日	居宅介護

●金沢市告示第149号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第17条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第17条の23の規定により告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種類
特定非営利活動法人サポート24	(1) 事業所番号 17201100051114 (2) 事業所の名称及び所在地 特定非営利活動法人サポート24 金沢市東山3丁目11番14号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人サポート24 金沢市東山3丁目11番14号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 森田 尚文 金沢市鈴見台2丁目15番15号	平成16年 5月1日	居宅介護

●金沢市告示第150号

知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第15条の17の規定により、指定居宅支援事業者として次のとおり指定したので、同法第15条の23の規定により告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

指定居宅支援事業者の名称	事業所番号並びに事業所の名称及び所在地	申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所	指 定 年月日	サービ スの種類
特定非営利活動法人サポート24	(1) 事業所番号 17201200065113 (2) 事業所の名称及び所在地 特定非営利活動法人サポート24 金沢市東山3丁目11番14号	(1) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地 特定非営利活動法人サポート24 金沢市東山3丁目11番14号 (2) 代表者の氏名及び住所 理事長 森田 尚文 金沢市鈴見台2丁目15番15号	平成16年 5月1日	居宅介護

●金沢市告示第151号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定により、指定医療機関として次の医療機関を指定したので、

結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第1項の規定により告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	指 定 年 月 日
医療法人社団 丸山こどもクリニック	金沢市藤江北4丁目202番地	医療法人社団 丸山こどもクリニック 理事長 丸山 博昭	平成16年5月1日
金沢東薬局	金沢市沖町二28番地3	株式会社 サンメディック 代表取締役社長 架谷 耕造	平成16年5月1日

●金沢市告示第152号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関から指定を辞退する旨の申出があったので、結核予防法施行令(昭和26年政令第142号)第2条の5第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

名 称	所 在 地	開 設 者	辞 退 年 月 日
丸山こどもクリニック	金沢市藤江北4丁目202番地	丸山 博昭	平成16年4月30日

●金沢市告示第153号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり市道の区域を変更します。

なお、その関係図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

道路の種類	路 線 名	新旧の別	区 間	幅 員 (m)	延長(m)
一 般 市 道	大徳41号畝田西3丁目線1号	旧	畝田西3丁目 18番1先から 畝田西3丁目 62番1先まで	6.1 ~ 6.8	155
		新	畝田西2丁目 4番1先から 畝田西3丁目 62番1先まで	6.1 ~ 6.5	134

●金沢市告示第154号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、その区間を表示した図面は、金沢市土木部生活道路整備課において平成16年5月21日から同年6月4日まで一般の縦覧に供します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

路 線 名	区 間	供 用 開 始 日
1級幹線18号卯辰山・若松線	鈴見町ヲ1番1先から鈴見町ヨ9番5先まで	平成16年5月21日
大徳41号畝田西3丁目線1号	畝田西2丁目4番1先から畝田西3丁目62番1先まで	平成16年5月21日

●金沢市告示第155号

金沢市斜面緑地保全条例(平成9年条例第1号)の規定に基づく斜面緑地保全区域の斜面緑地保全基準を変更したので、同条例第6条第3項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

- 1 斜面緑地保全基準の変更事項  
別表第1緑被率誘導表のうち、「風致地区(第1種該当地)」の「緑被率」について
- 2 斜面緑地保全基準の変更内容

変 更 前	40%以上
変 更 後	50%以上

## 公 告

金沢市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和60年条例第36号)第6条第2項において準用する同条例第4条第1項の規定により、次の者の浄化槽保守点検業者登録簿を変更登録したので公告します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

登録番号	名 称	住 所	変更登録年月日
6	株式会社 北陸小松サービス	金沢市長田本町子15番地1	平成16年5月6日

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、石川県から金沢都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

都 市 計 画 の 種 類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	金沢都市計画区域	金沢市都市整備部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、石川県から金沢都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書の写しを次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

都 市 計 画 の 種 類	都市計画を変更した土地の区域	縦 覧 場 所
金沢都市計画区域区分	金沢都市計画区域	金沢市都市整備部都市計画課

次の開発行為に関する工事が完了し、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告します。

平成16年5月21日

金沢市長 山 出 保

1

開 発 区 域 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
金沢市弥勒町カ159番及びワ70番8	金沢市泉野出町3丁目1番11号 竹田 一美

2

開発区域に含まれる地域の名称	公共施設の種類、位置及び区域	開発許可を受けた者の住所及び氏名
金沢市大浦町八38番1、38番3から38番7まで、39番1及び39番3から39番7まで	道路 金沢市大浦町八38番1及び39番1 公園 金沢市大浦町八38番3	金沢市西念1丁目3番7号 本陣不動産株式会社 代表取締役 辰田 正雄
金沢市玉銚1丁目12番1及び12番4から12番53まで	道路 金沢市玉銚1丁目12番1 調整池 金沢市玉銚1丁目12番4 公園 金沢市玉銚1丁目12番6	金沢市松島2丁目231番地 金沢市玉銚開発共同企業体 代表 ニューハウス工業株式会社 代表取締役 村上 紀夫

## 農 業 委 員 会 告 示

### ●金沢市農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第563回金沢市農業委員会農地部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市農業委員会

農地部会長 山 本 外 二

1 日時

平成16年5月27日 午後3時30分

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

- (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条第1項に規定する許可の申請について
- (2) 農地法第4条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (3) 農地法第5条第1項に規定する許可の申請に対する意見決定について
- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
- (5) 非農地証明願について
- (6) 農用地利用集積計画の決定に対する意見決定について

### ●金沢市農業委員会告示第11号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、第309回金沢市農業委員会農政部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市農業委員会

農政部会長 中 村 秋 雄

1 日時

平成16年5月27日 午後4時

2 場所

金沢市議会全員協議会室

3 議案

金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

### ●金沢市農業委員会告示第12号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第22条第4項において準用する同法第21条第1項の規定により、

第279回金沢市農業委員会振興部会を招集し、金沢市農業委員会会議規則（昭和36年農業委員会規則第3号）第12条において準用する同規則第3条第1項の規定により、次のとおり告示します。

平成16年5月21日

金沢市農業委員会  
振興部会長 山 下 公 一

- 1 日時  
平成16年5月27日 午後4時
- 2 場所  
金沢市議会全員協議会室
- 3 議案  
金沢市農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について

平成16年(2004年)5月21日	印刷	発行人	金 沢 市
平成16年(2004年)5月21日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	100円		